様式第六（表）中「第二十八条」を「第三十五条」に改め、同様式（裏）中「報告の徴収」を「報告徴収」に、「第二十八条」を「第三十五条」に、「第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項、第十六号若しくは第二十四条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項若しくは第二十三条第三項第七号」に、「第二十六条第二項」を「第三十三条第二項」に、「第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項第六号、第二十四条第三項、第二十六条第二項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項、第二十三条第三項第七号、第三十三条第二項」に、「当該職員をして」を「その職員に」に、「立ち入らせ、又は第十三条第三項各号、第十四条第三項各号、第十五条第三項第六号、第二十四条第三項各号若しくは第二十六条第一項各号」を「立ち入り、第二十条第三項各号、第二十一条第三項各号、第二十二条第三項各号、第二十三条第三項第七号若しくは第三十三条第一項各号」に、「に規定する職員」を「の規定による立入検査又は立入調査をする職員」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に、「第七十三条」を「第八十六条」に、「一～六　（省略）」を「一～七　（省略）」に、「七　第二十八条第二項」を「八　第三十五条第二項」に、「第五十二条第二項」を「第六十四条第二項」に、「第二十八条第一項」を「第三十五条第一項」に、「報告の徴収」を「報告徴収」に、「立入り、検査及び調査」を「立入検査及び立入調査」に改める。

（自然環境保全法施行規則の一部改正）

第二条　自然環境保全法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条の見出し中「海中特別地区」を「海域特別地区」に改める。

第十七条第一号ハ㈠中「第十号及び第十九条第八号」を「第十三号及び第十九条第十一号」に改め、同条第十一号を同条第十四号とし、同条第十号を同条第十三号とし、同条第九号を同条第十二号とし、同条第八号の次に次の三号を加える。

九　環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。

当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十　環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十一　環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

第十八条中「第二十五条第十項第二号」を「第二十五条第十項第三号」に改め、同条第十号を同条第十二号とし、同条第九号を同条第十一号とし、同条第八号の次に次の二号を加える。

九　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

十　国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第十九条中「第二十五条第十項第三号」を「第二十五条第十項第四号」に改め、同条第十号中「第三号を」を「第六号」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第九号を同条第十二号とし、同条第八号を同条第十一号とし、同条第七号を同条第十号とし、同条第六号の次に次の三号を加える。

七　環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの

イ　建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。

ロ　自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。

ハ　生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ニ　枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

ホ　病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ヘ　災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ト　施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

チ　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るものを損傷すること。

リ　環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ヌ　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

ル　土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

ヲ　法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

八　環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくことであつて次に掲げるもの

イ　森林の整備及び保全を図るために法第二十五条第四項第四号の規定により環境大臣が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（法第二十五条第四項第四号の環境大臣が指定する区域内において行うものに限る。）。

九　環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）であつて次に掲げるもの

イ　遭難者の救助に係る業務を行うために犬（法第二十五条第四項第五号の環境大臣が指定するものに限る。以下この号において同じ。）を放つこと（法第二十五条第四項第五号の環境大臣が指定する区域内において放つものに限る。以下この号において同じ。）。

ロ　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

ハ　人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの

(1)　警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

(2)　野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する野生鳥獣による被害を防ぐために犬を放つこと。

第二十条中「第二十六条第三項第四号」を「第二十六条第三項第五号」に改める。

第二十一条中「第二十六条第三項第五号」を「第二十六条第三項第六号」に改め、同条第一号中「第九号イ」を「第十二号イ」に、「第九号ハ」を「第十二号ハ」に改める。

第二十二条中「第二十六条第三項第六号」を「第二十六条第三項第七号」に改める。